

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

顧客からの委託注文の取扱い等の明確化に伴う「受託契約準則」等の一部改正について

本所は、「受託契約準則」等の一部改正を行い、本年4月26日から施行します。（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、システム障害等の影響により、本所が会員から行われた呼値を取り消さざるを得ない場合に備え、顧客からの委託注文の取扱い等について明確化することに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

I. 改正概要

1. 委託注文の取扱い

- 取引所によって会員から行われた呼値を取り消した場合であっても、原則として、顧客から会員に対する委託注文は有効であることを明確化します。
- 取引所が呼値を取り消した場合でも、会員は顧客の委託注文に関して再度発注することが原則であることを明確化します。

・受託契約準則第6条の2

・受託契約準則第6条の3

2. 呼値の取消し

- 本所は、システム障害等による売買停止の場合において、会員から行われた呼値を取り消すことができることを明確化します。

・呼値に関する規則第3条第2項

3. 売買再開基準への適合状況等を把握するための会員に対する確認

- 有価証券売買責任者を窓口として、全会員に対して行うこととします。会員は、この確認に回答しなければならないものとします。

・業務規程施行規則第22条第2項及び第3項

4. その他

- その他所要の改正を行います。

II. 施行日

- 2021年4月26日から実施します。

以上

顧客からの委託注文の取扱い等の明確化に伴う
「受託契約準則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	2
3. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	4

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買再開時における委託注文の効力)</p> <p>第6条の2 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が有価証券の売買の停止を行った場合 <u>(取引所が当該委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合を含む。)</u> においても、その効力を有する。ただし、当該場合に委託注文を失効させる旨の <u>会員と顧客との間の取決め又は顧客からの指示がある</u>ときは、この限りでない。</p> <p><u>(取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合における委託注文の取扱い)</u></p> <p>第6条の3 <u>会員は、取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合には、当該委託注文について改めて呼値を行うものとする。ただし、これと異なる当該会員と顧客との間の取決め若しくは顧客からの指示があるとき又は委託注文が失効しているときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(売買再開時における委託注文の効力)</p> <p>第6条の2 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、取引所が有価証券の売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、<u>顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っている</u>ときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 (略)</p> <p><u>2 本所は、規程第27条第3号及び第4号に掲げる場合の売買の停止に関する判断(前項第3号に定める売買の停止の期間に関する判断を含む。)に当たって本所が必要があると認めるときは、会員の有価証券売買責任者に対して、本所が定めるところにより売買を行うことの可否について報告を求めることができる。</u></p> <p><u>3 会員は、前項に定めるところにより報告を求められた場合には、速やかにこれを行わなければならない。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(過誤のある注文に係る公表事項)</u></p> <p><u>第29条 規程第62条の2第2項に規定する本所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。</u></p> <p><u>(1) 銘柄</u></p> <p><u>(2) 発注した会員の名称</u></p> <p><u>(3) 内容</u></p> <p><u>a 売付け又は買付けの区別</u></p> <p><u>b 値段</u></p> <p><u>c 数量</u></p> <p><u>(4) 売買成立等の状況</u></p> <p><u>a 発注時刻</u></p> <p><u>b 取消しの時刻(すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)</u></p> <p><u>c 約定値段(発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。)</u></p> <p><u>d 売買成立の数量</u></p>
<p>(正会員端末装置に関する報告事項等)</p> <p><u>第29条 規程第62条第3項の報告は、正会員端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、第1号に掲げる事項については売買立会による売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げ</u></p>	<p>(正会員端末装置に関する報告事項等)</p> <p><u>第30条 規程第62条第2項の報告は、正会員端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、第1号に掲げる事項については売買立会による売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げ</u></p>

新	旧
<p>る事項については本所が必要と認めるときに行 うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(過誤のある注文に係る公表事項)</u></p> <p><u>第30条 規程第62条の2に規定する本所が定 める事項は、過誤のある注文に関する次の各号 に定める事項とする。</u></p> <p><u>(1) 銘柄</u></p> <p><u>(2) 発注した会員の名称</u></p> <p><u>(3) 内容</u></p> <p> <u>a 売付け又は買付けの区別</u></p> <p> <u>b 値段</u></p> <p> <u>c 数量</u></p> <p><u>(4) 売買成立等の状況</u></p> <p> <u>a 発注時刻</u></p> <p> <u>b 取消しの時刻 (すべての数量について売 買が成立した場合はその時刻)</u></p> <p> <u>c 約定値段 (発注後最初及び最後の約定に 係る値段に限る。)</u></p> <p> <u>d 売買成立の数量</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行 する。</p>	<p>る事項については本所が必要と認めるときに行 うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の効力)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務規程第27条の規定により売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、<u>本所がこれを失わせることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和3年4月26日から施行する。</p>	<p>(呼値の効力)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、業務規程第27条の規定により売買の停止が行われた場合の呼値の効力については、<u>その都度定めることができる。</u></p>